

輪島市監査公表第24号

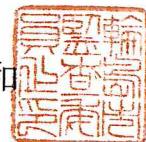
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成30年11月28日（水） 門前総合支所地域生活課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○本庁税務課、市民課、福祉課、健康推進課、環境対策課等5課の窓口業務から施設管理業務まで多岐にわたる業務を少数の職員で取り扱っている。少数の職員で多様な業務をミスなく執行するには、起こりうるリスク等に対して職員間において業務内容の理解と問題の共有が重要であり、本庁各課とも連携し今後とも適正な事務執行をお願いしたい。

○また、各種使用料及び手数料、空港利用助成金等の現金管理についても細心の注意義務を払い事務に当たられたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。